

健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する指針 新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針</p> <p>平成 8年10月 1日 健康診断結果措置指針公示第 1 号            改正 平成12年 3月31日 健康診断結果措置指針公示第 2 号            改正 平成13年 3月30日 健康診断結果措置指針公示第 3 号            改正 平成14年 2月25日 健康診断結果措置指針公示第 4 号            改正 平成17年 3月31日 健康診断結果措置指針公示第 5 号            改正 平成18年 3月31日 健康診断結果措置指針公示第 6 号            改正 平成20年 1月31日 健康診断結果措置指針公示第 7 号            改正 平成27年11月30日 健康診断結果措置指針公示第 8 号            改正 平成29年 4月14日 健康診断結果措置指針公示第 9 号</p>	<p>健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針</p> <p>平成 8年10月 1日 健康診断結果措置指針公示第 1 号            改正 平成12年 3月31日 健康診断結果措置指針公示第 2 号            改正 平成13年 3月30日 健康診断結果措置指針公示第 3 号            改正 平成14年 2月25日 健康診断結果措置指針公示第 4 号            改正 平成17年 3月31日 健康診断結果措置指針公示第 5 号            改正 平成18年 3月31日 健康診断結果措置指針公示第 6 号            改正 平成20年 1月31日 健康診断結果措置指針公示第 7 号            改正 平成27年11月30日 健康診断結果措置指針公示第 8 号</p>
<p>1 趣旨 (略)</p> <p>2 就業上の措置の決定・実施の手順と留意事項</p> <p>(1) 健康診断の実施 (略)</p> <p>(2) 二次健康診断の受診勧奨等 (略)</p> <p>(3) 健康診断の結果についての医師等からの意見の聴取            事業者は、労働安全衛生法第 6 6 条の 4 の規定に基づき、健康診断の結果（当該健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者に係るものに限る。）について、医師等の意見を聴かなければならない。</p> <p>イ 意見を聴く医師等 (略)</p> <p>ロ 医師等に対する情報の提供            事業者は、適切に意見を聴くため、必要に応じ、意見を聴く医師等に対し、労働者に係る作業環境、労働時間</p>	<p>1 趣旨 (略)</p> <p>2 就業上の措置の決定・実施の手順と留意事項</p> <p>(1) 健康診断の実施 (略)</p> <p>(2) 二次健康診断の受診勧奨等 (略)</p> <p>(3) 健康診断の結果についての医師等からの意見の聴取            事業者は、労働安全衛生法第 6 6 条の 4 の規定に基づき、健康診断の結果（当該健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者に係るものに限る。）について、医師等の意見を聴かなければならない。</p> <p>イ 意見を聴く医師等 (略)</p> <p>ロ 医師等に対する情報の提供            事業者は、適切に意見を聴くため、必要に応じ、意見を聴く医師等に対し、労働者に係る作業環境、労働時間</p>

、労働密度、深夜業の回数及び時間数、作業態様、作業負荷の状況、過去の健康診断の結果等に関する情報及び職場巡視の機会を提供し、また、健康診断の結果のみでは労働者の身体的又は精神的状態を判断するための情報が十分でない場合は、労働者との面接の機会を提供することが適当である。また、過去に実施された労働安全衛生法第66条の8、第66条の9及び第66条の10第3項の規定に基づく医師による面接指導等の結果又は労働者から同意を得て事業者提供された法第66条の10第1項の規定に基づく心理的な負担の程度を把握するための検査の結果に関する情報を提供することも考えられる。

なお、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第51条の2第3項等の規定に基づき、事業者は、医師等から、意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供する必要がある。

また、二次健康診断の結果について医師等の意見を聴取するに当たっては、意見を聴く医師等に対し、当該二次健康診断の前提となった一次健康診断の結果に関する情報を提供することが適当である。

ハ 意見の内容 （略）

(4) 就業上の措置の決定等 （略）

(5) その他の留意事項 （略）

3 派遣労働者に対する健康診断に係る留意事項 （略）

、労働密度、深夜業の回数及び時間数、作業態様、作業負荷の状況、過去の健康診断の結果等に関する情報及び職場巡視の機会を提供し、また、健康診断の結果のみでは労働者の身体的又は精神的状態を判断するための情報が十分でない場合は、労働者との面接の機会を提供することが適当である。また、過去に実施された労働安全衛生法第66条の8、第66条の9及び第66条の10第3項の規定に基づく医師による面接指導等の結果又は労働者から同意を得て事業者提供された法第66条の10第1項の規定に基づく心理的な負担の程度を把握するための検査の結果に関する情報を提供することも考えられる。

また、二次健康診断の結果について医師等の意見を聴取するに当たっては、意見を聴く医師等に対し、当該二次健康診断の前提となった一次健康診断の結果に関する情報を提供することが適当である。

ハ 意見の内容 （略）

(4) 就業上の措置の決定等 （略）

(5) その他の留意事項 （略）

3 派遣労働者に対する健康診断に係る留意事項 （略）